令和８年10月１日改定

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント 重要事項説明書

１．センターの概要

運営法人	社会福祉法人福寿園
センターの名称	ひまわりの街地域包括支援センター
所在地	愛知県豊田市本町本竜４８（ひまわりの街内）
電話番号	０５６５－４７－８１５８
介護保険の指定番号	介護予防支援　（第２３０３０００１４１号）
管理者	佐藤　夕子
営業日・営業時間	月曜日～日曜日・８時３０分～１７時３０分
休日	１２月３０日～１月３日
職員体制	主任介護支援専門員１名以上（常勤） 保健師等１名以上（常勤） 社会福祉士１名以上（常勤・管理者と兼務）
サービス提供地域	豊田市竜神中学校区

２．介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの主な内容

①　介護保険および総合事業の申請代行
②　心身の状況、生活環境、本人・家族の希望を入れたサービス計画の作成
③　サービス計画に基づくサービス事業者との連絡調整
④　サービス計画の実施状況の把握、サービス計画の変更等の実施

３．当介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業の運営方針

（１）センターの職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。

（２）事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮いたします。

（３）事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。

（４）事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

（５）事業の運営にあたっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業所、他の指定介護予防支援事業所、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。

（６）障害福祉サービスの利用者が、介護保険サービスを利用する場合等には特定相談支援事業者、障害福祉制度の相談支援専門員との連携に努めます。

４．サービス内容等に関する事項

（１）公正中立なケアマネジメントの確保を目的として、介護予防サービス計画の作成にあたって計画作成担当職員に対して「複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めること」、介護予防サービス計画原案に位置付けた複数の指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めること」が可能です。

（２）利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は利用者の同意を得て、主治の医師等の意見を求め、主治の医師等に対して介護予防サービス計画を交付します。

（３）訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に担当職員自身が把握した利用者の状態等について、主治の医師等に必要な情報伝達を行います。

（４）医療機関との連携促進の為、利用者が医療機関に入院した場合は担当職員のセンター名と氏名等を入院先医療機関へお伝え下さい。

（５）モニタリングの実施の為、少なくともサービスの期間終了月、サービス提供した月の翌月から起算して３月に１回、居宅訪問を行います。

（６）担当職員の資質向上を図るための研修の機会を設け、また、業務体制を整備します。

５．非常時災害対策について

センターは、ひまわりの街消防計画・地震防災計画に基づき非常災害に備えるため、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。また別途業務継続計画を作成します。

６．感染対策について

センターは、感染防止のため、感染症対策指針を作成し、平常時の対策及び発生時の対応について管理体制を確保し、感染症対策委員会を設置して定期的に開催します。従業員は感染症マニュアルに従い、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を行います。また業務継続計画を作成します。

７．　業務継続計画について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じ、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

８．虐待防止について

事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の防止に次の措置を講じます。また、虐待を受けている恐れがある場合には、直ちに防止策を講じ県市町村へ報告します。

①　対策検討委員会を設置し、その結果について職員に周知徹底を図ります。

②　虐待防止のための指針を整備します。

③　職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。

④　上記措置を適切に実施するために担当者を置きます。

９.身体的拘束の禁止について

原則として、利用者の自由を制限するような身体的拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びそのご家族等へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

１０．ハラスメント対策について

男女雇用機会均等法・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組みます。

１１.苦情等の受付について

苦情･相談対応窓口の名称・連絡先・対応時間	センターに設置された苦情・相談窓口	名称：ひまわりの街地域包括支援センター 電話番号　０５６５－４７－８１５８ 対応時間　９：００～１７：００（平日）
	豊田市役所苦情･相談窓口	名称：豊田市役所　福祉部介護保険課 電話番号　０５６５－３４－６６３４ 対応時間　９：００～１６：００（平日）
	愛知県国民健康保険団体連合会苦情・相談窓口	名称：愛知県国保連合会 介護保険課内 苦情相談室 電話番号　０５２－９７１－４１６５ 対応時間　９：００～１７：００（平日）
	愛知県社会福祉協議会苦情・相談窓口	名称：（福）愛知県社協 運営適正化委員会 電話番号　０５２－２１２－５５１５ 対応時間　９：００～１７：００（平日）
事故発生時の対応	担当職員は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに豊田市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。	
秘密の保持	担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。なお、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ個人情報利用同意書により得ます。	
利用料	基本的に利用者負担はありませんが、保険料の滞納により利用者負担が発生する場合もあります。	

１２．利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等について

利用者アンケート調査、利用者の意見を把握する取組状況					
	☑あ　り	□な　し	実施した年月日	令和８年４月１日	
			実施した内容	利用者満足度調査	
			当該結果の開示状況	☑あ　り	□な　し
第三者による評価の実施状況					
	□あ　り	☑な　し	実施した年月日	―	
			実施した評価機関の名称	―	
			当該結果の開示状況	□あ　り	☑な　し

※ 第三者による評価の実施状況に関して、愛知県福祉サービス第三者評価推進センターに登録された機関での評価は実施していないが、ISO 認証取得事業所として、毎年審査を受け、専門的かつ客観的な立場から評価を受けることで、サービスの質の向上に努めています。